

2023年4月19日

入院・医療共済加入者様 各位

札幌商工会議所
共済事業室

新型コロナウイルス感染症における入院給付金等の特別取扱の終了について

この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。

札幌商工会議所では、2020年4月より、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下、「宿泊・自宅療養」といいます）は、共済規約上の「入院」として取扱い、入院給付金等のお支払い対象とする特別取扱（以下、「みなし入院」といいます）を実施しております。

今般、2023年5月8日（月）以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」とされるとの政府公表を踏まえ、感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更された場合には、同日以降に同感染症と診断された場合の「みなし入院」の取扱いを終了いたします。

なお、2023年5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる方におかれましては、同年5月8日以降もご請求いただけますのでご安心ください。

また、新型コロナウイルス感染症と診断され、当所共済規約に定める入院の定義に該当する入院をされた場合は、5月8日以降も変わらず入院給付金等のお支払い対象となります。

詳細は以下をご確認いただけますよう、お願い申し上げます。

○2023年5月8日以降の入院給付金等のお支払い範囲

診断日	入院された場合 (規約における取扱)	宿泊・自宅療養された場合 (特別取扱)
2023年5月7日まで	お支払い対象	お支払い対象
2023年5月8日以降	お支払い対象	お支払い対象外

○「みなし入院」の取扱を開始した経緯と今回終了の理由

共済規約により入院給付金は、「①医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での療養が困難な為、②病院または診療所に入り、③常に医師の管理下において治療に専念すること」という3条件を全て満たすことによってお支払いすることになっております。

こうした中、2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病院の病床のひっ迫等の事情により、入院することができない状況が発生した結果、宿泊・自宅療養が行われることになりました。宿泊・自宅療養は、規約上の「入院」の定義に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、ご加入者保護の観点から、「入院」と同等に取り扱う（みなす）特別取扱を、社会情勢を踏まえた時限的な措置として開始いたしました。

今般、2023年1月27日付け新型コロナウイルス対策本部決定により、政府では、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から新型コロナウイルス感染症について感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5類感染症」に位置づけることとなっております。

「5類感染症」への位置づけ変更が実施された場合、季節性インフルエンザと同様に、感染症法上の入院勧告・措置等の対象ではなくなることから、2023年5月8日以降に診断された場合の「みなし入院」の取扱を終了いたします。

※今般の特別取扱の終了については、2023年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更が予定どおりに実施されることを前提としたものであり、予定どおり感染症法上の位置づけ変更を行うことの政府による最終確認をもって確定いたします。取扱いの内容に変更が生じた場合には、改めてご連絡します。